

原議保存期間	20年(令和28年3月31日まで)
有効期間	一種

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長

警察庁丁交企発第65号
令和8年3月25日
警察庁交通局交通企画課長

特定自動運行に係る許可制度に関する運用上の留意事項について(通達)
道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)に基づく特定自動運行に係る許可制度に関する解釈及び運用上の留意事項については、「特定自動運行に係る許可制度に関する解釈及び運用上の留意事項について(通達)」(令和5年3月24日付け警察庁丁交企発第55号。以下「旧通達」という。)により通達したところであるが、このたび、許可制度の留意事項を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

目次

第1	特定自動運行に係る許可制度の趣旨	
1	特定自動運行の定義	1
(1)	レベル4に相当する自動運行装置	1
(2)	特定自動運行に該当しないもの	2
2	放置違反金制度の対象とならないことについて	2
第2	留意事項	
1	許可の申請の方法等	3
(1)	申請先について	3
(2)	申請書の記載事項について	3
(3)	特定自動運行計画の記載事項について	4
(4)	添付書類について	8
(5)	添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記について	9
2	許可基準等	10
(1)	許可基準について	10
(2)	国土交通大臣等及び市町村の長以外の者に対する意見聴取	22
(3)	欠格事由	23
(4)	許可に付する条件について	24
(5)	許可に係る公示について	25
(6)	許可証の交付等	26
3	許可事項の変更	27
(1)	特定自動運行計画の変更許可	27
(2)	軽微な変更等の届出	28
4	行政処分	29
(1)	特定自動運行実施者に対する指示	29
(2)	許可の取消し及び許可の効力の停止	29
(3)	許可の効力の仮停止	30
(4)	国家公安委員会への報告	32
5	立入検査	32
6	その他	33
(1)	法令違反や交通事故があった場合の対応	33
(2)	道路使用許可との関係	36
(3)	許可に係る指導事項	36
(4)	許可に際しての一般的確認事項	36

特定自動運行に係る許可制度に関する運用上の留意事項

第1 特定自動運行に係る許可制度の趣旨

法における自動運転への対応として、令和4年にレベル4に相当する、運転者がいない状態で行われる自動車の運行に対応する改正がなされ、特定自動運行に係る規定が整備された。

特定自動運行は、

- 自動運行装置のうち、自動車が整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものを使用すること
- 自動運行装置を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること
- 当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合の運行を除くこと

の条件を満たす自動車の運行であり、「運転」とは異なる新たな概念として導入されたものである。

また、特定自動運行は、運転者がいない状態で行われることから、法における運転者の義務のうち、自動運転システムによって対応できない義務について、その履行と同等の対応をすることを法において義務付けつつ、その具体的な対応方法は道路交通の安全と円滑を確保する責務を有する者が個別に審査することでその実効性を担保することとし、そのための枠組みとして、特定自動運行に係る許可制度が創設された。

1 特定自動運行の定義

「特定自動運行」とは、道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

(1) レベル4に相当する自動運行装置

自動運行装置は、プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する使用条件で使用させる場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に

係る能力の全部を代替する機能を有する装置である。レベル4に相当する自動運行装置は、自動運行装置のうち、当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限られている。

(2) 特定自動運行に該当しないもの

「当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合」とは、例えば特定自動運行の許可を受ける前の試運転等を行う場合のように、前記(1)のレベル4に相当する自動運行装置を用いて自動車を運行しながらも、道路、交通及び当該自動車の状況に応じてハンドル及びブレーキ等の装置を操作する自然人がいる場合である。このような態様で行われる運行は、特定自動運行ではなく「運転」に当たることとなるため、当該自然人が法における運転者の義務を遵守すべきものとなる。

また、「自動車の装置を操作する者がいる」とは、現に装置を操作している者がいる場合に限らず、当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する役割を担っているものの、自動運行装置による自動車の運行が適切に行われているため、現に操作をしているわけではない者がいる場合も含まれる。

さらに、「操作する者がいる」場所については、自動車の車内と車外とを問わないため、車内が無人の場合であっても、遠隔から自動車の装置を操作する者がいれば、特定自動運行の定義には該当せず、「運転」に当たることとなる。

なお、レベル4に相当する自動運行装置を用いて、運転者がいない状態で自動車を運行する場合であっても、法第2条第1項第1号に規定する道路以外の場所でこれを行う場合には、当該運行は特定自動運行には当たらない。

2 放置違反金制度の対象とならないことについて

放置違反金制度は、「放置車両」を対象とした制度であるところ、「放置車両」については、法第51条の4第1項において「違法駐車と認められる場合における車両（中略）であつて、その運転者が当該車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの」と定義されている。

特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）については、特定自動運行が終了して停止している場合であつて、その態様が違法駐車と認められるときであっても、当初から運転者は存在しないため、「その運転者が当該車両を離れて」直ちに運転することができない状態にあるわけではないことから、「放置車両」には該当せず、特定自動運行による駐車（特定自動運行中の駐車や特定自動運行終了後の駐車）については、放置違反金制度の対象とはならない。

なお、特定自動運行用自動車については、例えば急激な天候の変化により突然

自動運行装置の使用条件が満たされなくなった場合等において直ちに自動車を停止させる作動である、いわゆる「リスク最小化制御」によって停止する場合には、違法駐車となるような場所又は方法で停止することとなるおそれがある。ただし、このような場合には、後記第2の1(3)シのとおり、特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならないこととされており、違法駐車と認められる場合の状態が直ちに解消されることを担保している。

第2 留意事項

1 許可の申請の方法等

(1) 申請先について

特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない（法第75条の12第1項）。

したがって、一の特定自動運行を行おうとする経路が二以上の公安委員会の管轄区域にわたる場合には、当該複数の公安委員会からそれぞれ許可を受ける必要がある。この場合には、当該複数の公安委員会の間で適切に情報共有を行うなど、連携して対応に当たること。

なお、許可の申請の窓口を都道府県警察本部とするか警察署とするかについては、法令上特段の定めがないことから、特定自動運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）の利便性向上等の観点から、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長（特定自動運行を行おうとする経路が二以上の警察署長の管轄にわたる場合には、そのいずれかの警察署長）を経由して行うこととしても差し支えない。

このため、必要に応じ、申請書の提出先に係る都道府県公安委員会規則等の規定の整備や特定自動運行の許可申請手続に関する周知等を適切に行うこと。

(2) 申請書の記載事項について

申請者は、府令別記様式第5の9の特定自動運行許可申請書（以下単に「申請書」という。）に必要な事項を記載して公安委員会に提出しなければならない（法第75条の12第2項、府令第9条の20第1項）。

申請書の記載事項及び留意事項は、次のとおりである。

ア 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所（法第75条の12第2項第1号）

後記(4)イの添付書類と突合し、記載に誤りがないことを確認すること。

イ 特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）（法第75条の12第2項第2号）

申請書の所定の欄に特定自動運行計画の概要を記載するとともに、末尾に

「(特定自動運行計画の詳細は別紙による。)」と記載し、特定自動運行計画の詳細を別紙として添付する必要があるため、事業者等に対する周知等に誤りのないようにすること。

当該特定自動運行計画の記載事項は後記(3)のとおりである。

(3) 特定自動運行計画の記載事項について

特定自動運行計画の記載事項及び留意事項は、次のとおりである。

ア 特定自動運行用自動車の車名及び型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、特定自動運行用自動車の長さ、幅及び高さ並びに自動運行装置に係る使用条件(法第75条の12第2項第2号イ、府令第9条の20第2項)

後記(4)ア及びウの添付書類と突合し、記載に誤りがないことを確認すること。

イ 特定自動運行の経路(法第75条の12第2項第2号ロ(1))

特定自動運行を行う経路を地図上に記載して示すなどの方法により、特定自動運行を行う経路を特定し得る記載となっていること。

ウ 特定自動運行を行う日及び時間帯(法第75条の12第2項第2号ロ(2))

「土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで毎時1往復」等のように、特定自動運行を行う日時の時刻表を示すなどの方法により特定自動運行を行う日及び時間帯を特定し得る記載となっていること。

エ 特定自動運行により運送される人又は物(法第75条の12第2項第2号ロ(3))

移動サービスとして特定自動運行を行う場合には、乗客として想定される経路の周辺住民及び近隣の観光地に向かう観光客等を記載し、移動物販車として特定自動運行を行う場合には、運送及び販売する商品等を記載するなど、特定自動運行の目的を明らかにする記載となっていること。

オ 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況(府令第9条の20第3項第1号)

「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」等どのような気象の状況下において特定自動運行を行うか(又は行わないか)を特定し得る程度の記載となっていること。

カ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度(府令第9条の20第3項第2号)

「特定自動運行を行うための前提となる道路の構造」については、道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するものをいう。以下同じ。)その他の特定の道路構造が特定自動運行の前提となっている場合には、当該道路構造について記載させること。

「特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の

交通に及ぼす影響の程度」については、交通量が少ないなどの経路の交通状況に基づき、特定自動運行が終了し、その後の対応を後記クの特定自動運行業務従事者が駆け付けて行うまでの間、停止している特定自動運行用自動車は他の交通を妨げるおそれがないこと等を記載させること。

キ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先（法第75条の12第2項第2号ハ）

特定自動運行を管理する場所（後記コのとおり、遠隔監視装置を備え付けること等が想定される場所をいう。以下同じ。）の住所（部屋番号等を含む。）及び電話番号を記載させること。

ク 法第75条の19第1項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法（法第75条の12第2項第2号ニ(1)）

特定自動運行実施者は、法第75条の19第2項の規定により指定した特定自動運行主任者、同条第3項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者（必ずしも特定自動運行実施者との間に雇用契約等がある必要はなく、特定自動運行実施者が特定自動運行に従事させる全ての者をいう。）（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、教育を行わなければならないこととされている（法第75条の19第1項）ところ、当該教育の具体的内容（どのような事項について教育を実施するか等）及びその実施方法（どのような者が、どのような方法で、どのような時期、期間及び頻度で教育を実施するか等）について記載させること。

ケ 法第75条の19第2項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第3項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法（法第75条の12第2項第2号ニ(2)）

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者が実施しなければならない措置を講じさせるため、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定しなければならないこととされている（法第75条の19第2項及び第3項）ところ、当該指定の方法として、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者として確保している者の人数、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定する行為（書面の交付、腕章の貸与等）、指定した旨の記録の方法を記載させること。

また、他の事業者にて特定自動運行主任者や現場措置業務実施者としての業務を委託する場合には、後記(5)イのとおり、特定自動運行計画に業務委託の状況を記載させること。

なお、現場措置業務実施者は、法第75条の20第1項第1号に規定する措置を講じて特定自動運行を行う場合において、法第75条の23第1項及び第2項

の規定による措置を講じさせるため、特定自動運行実施者が指定するものであるところ、法第75条の20第1項第2号に規定する措置を講じて特定自動運行を行う場合には、現場措置業務実施者を指定する必要はないため、事業者等に対する教示等に誤りのないようにすること。

コ 法第75条の20第1項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制（法第75条の12第2項第2号ニ(3)）

特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、
(ア) 遠隔監視装置を特定自動運行を管理する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

(イ) 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置

のいずれかの措置を講じなければならないこととされている（法第75条の20第1項）ところ、特定自動運行主任者の配置場所（特定自動運行を管理する場所と特定自動運行用自動車の車内の別）や勤務体制（例えば、当番制としている場合には当番表（必ずしも特定自動運行主任者等となり得る全ての者の氏名の記載を求めるものではない。）等）、(ア)の措置を講ずる場合には当該遠隔監視装置の仕様等を記載させること。

サ 法第75条の20第2項の規定による表示の具体的方法（法第75条の12第2項第2号ニ(4)）

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中であることを表示しなければならないこととされている（法第75条の20第2項）ところ、当該表示に係る装置の仕様や、当該装置が特定自動運行用自動車に設置されている状況を示す写真等を記載させること。

シ 法第75条の21、第75条の22及び第75条の23第1項から第3項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順（法第75条の12第2項第2号ニ(5)）

特定自動運行主任者は、

○ 前記コ(ア)の措置が講じられている場合に遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該特定自動運行を終了させる措置（法第75条の21第1項）

○ 道路において特定自動運行が終了した場合に、法の規定等により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認する措置（法第75条の21第2項）

○ 特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行用自動車又は特定自動運行主任者に対して警察官の禁止、制限又は命令等が行われているときに、特定自動運行用自動車を当該命令等に従って通行させる措置（法第75条の22第1項）

○ 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に

緊急自動車等が接近しているとき等に、当該緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置（法第75条の22第2項）

- 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合に、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更するなどの措置（法第75条の22第3項）
- 前記コ(ア)の措置が講じられている場合において交通事故があったときに、当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置並びに現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置及び当該交通事故の現場の最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告する措置（法第75条の23第1項）
- 前記コ(イ)の措置が講じられている場合において交通事故があったときに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を実施するとともに、警察官に交通事故発生日時等を報告する措置（法第75条の23第3項）

を講じなければならないこととされ、現場措置業務実施者は、

- 交通事故の現場において道路における危険を防止する等必要な措置（法第75条の23第2項）

を講じなければならないこととされているところ、そのための設備（現場措置業務実施者その他の特定自動運行業務従事者が特定自動運行を管理する場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、現場措置業務実施者等が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の現場措置業務実施者等がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等を記載させること。

ス 法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第33条第3項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順（府令第9条の20第4項第1号）

特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、直ちに踏切に停止している自動車があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該自動車を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならないこととされている（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第33条第3項）ところ、これらの措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該踏切に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、同者が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等を記載させること。

セ 法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11第1項の規定による表示の具体的方法（府令第9条の20第4項第2号）

特定自動運行主任者は、本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、当該自動車が停止しているものであることを表示しなければならないこととされている（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11第1項）ところ、当該措置の実施要領（使用する装置の仕様等）を記載させること。

ソ 法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11第2項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順（府令第9条の20第4項第3号）

特定自動運行主任者は、本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならないこととされている（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11第2項）ところ、これらの措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該本線車道等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、これらの者が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）を記載させること。

(4) 添付書類について

申請書の添付書類は、次のとおりである。

ア 特定自動運行用自動車の車両法第60条第1項に規定する自動車検査証の写し又は同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（府令第9条の21第1項第1号）

イ 住民票の写し（申請者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の適用を受ける者である場合）、旅券等の写し（申請者が住基法の適用を受けない自然人である場合）又は登記事項証明書及び役員の住民票の写し（当該役員が住基法の適用を受けない者である場合にあっては、旅券等の写し）（府令第9条の21第1項第2号、第3号及び第4号）

ウ 特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面（府令第9条の21第1項第5号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長（以下「国土交通大臣等」という。）が行う自動運行装置に対する使用条件の付与は、走行環境条件付与書を交付することによってこれを行うこととされている（「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付け国自技第269号））ところ、当該走行環境条件付与書の写し等を添付させ

ること。

エ 法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真（府令第9条の21第1項第6号）

オ 法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類（府令第9条の21第1項第7号）

例えば次のような書類を添付させること。

○ 特定自動運行による人又は物の運送が、旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業として行われる場合には、当該旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業を行うために必要な許可若しくは認可又は登録の申請状況を示した書類（申請書の写し等）

○ 当該特定自動運行による運送サービスが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）上の地域公共交通計画における地域公共交通の一つとして位置付けられているような場合には、その旨を記載した書類

○ 路線や運賃等について既存の運送事業者と協議し、必要十分な運送サービスが提供できるものとして協議が調っている場合には、その旨を記載した書類

○ 特定自動運行を行おうとする経路においてこれまで自動運転の実証実験を行っており、当該実証実験として、当該特定自動運行において行おうとするものと同様の目的及び態様の移動サービスを提供してきた場合には、当該実証実験の実績（当該移動サービスの利用者数や利用者の声等）を記載した書類

○ その他地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものとして地方公共団体の支援を受けている場合や、地域住民への説明会を実施している場合には、その内容を記載した書類

なお、当該特定自動運行による運送サービスが、自治体、事業者その他の関係者からなる推進協議会等の枠組みにより推進されている場合において、警察もこれに参画しており、これらの状況を把握している場合には、必要最小限の書類の提出を求めるにとどめるなど、申請者の負担軽減に配慮すること。

(5) 添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記について

前記(4)に掲げる添付資料のほか、審査の内容に応じて必要となる書類については、申請者による特定自動運行の許可の申請後に、公安委員会が申請者に対し、例えば、ア、イのとおり、追加的に資料の提出を求めることができる。

また、特定自動運行計画が後記2の許可基準に適合することを担保するために必要となる事項については、申請者による特定自動運行の許可の申請後に、公安委員会が申請者に対し、例えば、ア、イの事項について、追加的にその内

容を特定自動運行計画に記載することを求めることができる（府令第9条の21第2項）。

ア 自動運行装置の設置状況

- 前記(4)ウの書面によっては特定自動運行用自動車に係る自動運行装置の名称及び型式を確認することができない場合には、当該名称及び型式を示す書類の提出を求めること
- 特定自動運行用自動車に係る自動運行装置が、車両法第99条の3第1項に規定する特定改造等を実施されたものである場合には、当該実施状況を示す書類の提出を求めるとともに、その内容を特定自動運行計画に記載させること
- 特定自動運行用自動車に係る自動運行装置がいわゆる後付け式のものである場合にあつては、前記(4)ウの走行環境条件付与書の写し等に記載された自動運行装置が特定自動運行用自動車に取り付けられているか否かが直ちに明らかでないことから、当該規定に基づき、当該自動運行装置及びカメラ、センサーその他の自動運行装置の作動に必要な機器の設置状況を示す写真等の提出を求めるとともに、特定自動運行用自動車に当該自動運行装置が設置されていること及び設置されている自動運行装置の名称及び型式を特定自動運行計画に確実に記載させること

イ 業務委託の状況

特定自動運行主任者や現場措置業務実施者の業務に限らず、自動運行装置の保守管理や特定自動運行業務従事者に対する教育等の特定自動運行に係る業務について、他の事業者に委託をする場合にあつては、業務委託の状況等を明らかにするために

- 受託者の事業者名及び所在地
- 契約状況
- 委託業務の具体的な内容及び実施体制

等を特定自動運行計画に確実に記載させるとともに、契約書等の委託関係を証明する書類の提出を求めること。

2 許可基準等

(1) 許可基準について

申請者から特定自動運行の許可の申請があつた場合には、次の許可基準に適合することについて審査をすること。

ア 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであること（法第75条の13第1項第1号）

本基準は、特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであること、すなわち、当該特定自動運行用自動車がレベル4に相当する自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置に係る使用条

件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。)を備えていることを担保するための基準である。

特定自動運行計画の当該基準への適合性の審査においては、前記1(3)アの記載事項と前記1(4)ア及びウの添付資料とを突合し、特定自動運行用自動車に自動運行装置が備えられており、当該自動運行装置がその作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者(又は運転者)を要するものでないことを確認すること。

また、審査に当たっては、国土交通大臣等に意見を聴かなければならないこととされている(法第75条の13第2項第1号)。

したがって、許可をしようとするときは、特定自動運行計画の写し及び前記の添付資料の写しを意見聴取書に添付するなどして、国土交通大臣等に確実に意見聴取を行い、

○ 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか

○ 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないかを確認すること。

なお、特定自動運行中の法令違反又は交通事故発生のおそれがあった事案等、自動運行装置の故障、不具合等が疑われる事案(以下「特異事案」という。)が発生した場合は、自動運行装置が保安基準に適合していないおそれがあるため、特異事案の発生を把握するための報告・連絡体制等を特定自動運行計画に記載させるとともに、許可に当たっては、法第75条の15第1項の規定に基づき、特異事案の記録、保存及び通報について

○ 特定自動運行中の法令違反又は交通事故発生のおそれがあった事案等、自動運行装置の故障、不具合等が疑われる事案が発生した場合には、その状況や講じた措置等を簿冊等に記録し、保存するとともに、公安委員会に通報すること

との条件を付すこと。

イ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること(法第75条の13第1項第2号)

特定自動運行計画の本基準への適合性の審査においては、前記1(3)イ、ウ、オ及びカの記載事項と前記1(4)ウの添付資料とを突合し、特定自動運行計画が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることを確認すること。

例えば、使用条件が「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」及び「自動車が電磁誘導線上にあり、当該自動車が検

知可能な磁気が存在すること」であるにもかかわらず、悪天候の場合や電磁誘導線が設置されていない道路上でも特定自動運行を行うこととする特定自動運行計画となっていないか等を確認すること。

また、本基準に係る審査についても、前記アと同様に国土交通大臣等に対して意見を聴かなければならないこととされている（法第75条の13第2項第1号）。

したがって、許可をしようとするときは、特定自動運行計画の写し及び前記の添付資料の写しを意見聴取書に添付するなどして、国土交通大臣等に確実に意見聴取を行い、特定自動運行計画に記載された特定自動運行を行う状況が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであることについて確認すること。

なお、例えば急激な天候の悪化や、道路工事等による交通環境の変化等、当初は想定されなかったやむを得ない事由により、特定自動運行計画に従って特定自動運行を行っているにもかかわらず、当該特定自動運行中に当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件から外れることとなる状況も想定されるが、当該許可基準はこのように事前に想定し得ない偶発的な状況を一切許容しないという趣旨ではなく、事前に想定する経路や気象等の特定自動運行を行う状況が特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件に反するものではないことを確認するためのものであることに留意すること。

また、特定自動運行計画に記載の特定自動運行を行う状況が特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであることについて疑義がある場合には、申請者に対して、前記1(5)の添付書類として特定自動運行計画に記載の特定自動運行を行う状況が特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たしていることを確認できる資料の追加提出を求めるなど、適切に対応すること。

ウ 法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること（法第75条の13第1項第3号）

「法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置」として想定される事項及び当該措置が円滑かつ確実に実施されることを審査するに当たっての留意事項は、それぞれ次のとおりである。

(ア) 法第75条の19第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行業務従事者への教育

前記1(3)クにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該教育が適切に行われることについて審査すること。

なお、当該教育については府令第9条の27の規定に基づき行うこととさ

れているところ、当該審査に当たっては、以下の点を確認すること。

- 当該教育事項について十分な知識経験がある者が教育を行うこととしているものであるか
- 特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令（当該特定自動運行業務従事者が業務を行う上で遵守しなければならない法令）に関する事項をその教育事項に含んでいるか
- 当該特定自動運行計画の内容（特定自動運行主任者に対する教育については、それに加え特定自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関すること）をその教育事項に含んでいるか
- 当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者が実施することとされている措置を実施するための手順及びそのために必要な設備の使用方法に関することをその教育事項に含んでいるか
- 前記のほか当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関することをその教育事項に含んでいるか
- 前記の教育を効果的に行うことができるだけの十分な時間及び頻度が確保されているか

また、許可に当たっては、法第75条の15第1項の規定に基づき、当該教育の実施状況の記録について、

- 特定自動運行業務従事者に対して行った教育の実施状況については、教育の実施日時、実施者、実施内容、時間及び方法を簿冊等に記録し保存すること

との条件を付すとともに、特定自動運行計画に記録方法及び当該記録が保存される場所並びに保存期間を記載させること。

(イ) 法第75条の19第2項及び第3項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定

前記1(3)ケにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該指定が適切に行われることについて審査すること。

なお、特定自動運行主任者については、次の要件を備える者のうちから指定しなければならないこととされている（府令第9条の28）ところ、当該審査に当たっては、特定自動運行計画に従って当該指定を行った場合に、当該指定を受けた特定自動運行主任者がこれらの要件を満たすこととなるかを確認すること。

- 両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと
- 特定自動運行計画に従って特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること

例えば、特定自動運行主任者が遠隔監視装置その他の設備を操作することが予定されている場合には、「上肢に不自由がないこと」等を

確認すること。

- 法の規定等により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと

例えば、特定自動運行主任者が特定自動運行終了後の特定自動運行用自動車を運転することが予定されている場合には、「当該特定自動運行用自動車の種類及び目的に応じた運転免許を保有していること」等を確認すること。

また、現場措置業務実施者については、法令上要件は定められていないものの、同者は、特定自動運行主任者の指示により特定自動運行に係る交通事故の現場に向かうとともに、同現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされている（法第75条の23第1項及び第2項）ことから、当該審査に当たっては、特定自動運行計画に従って当該指定を行った場合に、当該指定を受けた現場措置業務実施者がこれらの措置を適切に行うことができることとなるかを確認すること。

さらに、当該指定の方法については、例えば

- あらかじめ特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者の集団を指定し、当番表を作成の上、輪番制でこれらの者の中の者が従事する方法
- 特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の業務を他の事業者に委託し、当該事業者の従業員を特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者として指定する方法

といった方法も妨げられるものではない。このような場合には、これらの者の業務従事の状態を事後的に確認することができるよう、許可に当たっては、法第75条の15第1項の規定に基づき、当該特定自動運行業務従事者の従事状態の記録について、

- 前記1(3)コ(ア)の措置が講じられている場合
 - ・ 特定自動運行主任者の業務従事の状態については、従事した日時、遠隔監視装置が複数ある場合は使用した遠隔監視装置の別、特定自動運行用自動車が複数ある場合は担当した特定自動運行用自動車の別について、簿冊等に記録し保存すること
 - ・ 現場措置業務実施者の業務従事の状態については、従事した日時を簿冊等に記録し保存すること
 - ・ 特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者以外の者の業務従事の状態については、従事した日時を簿冊等に記録し保存すること
- 前記1(3)コ(イ)の措置が講じられている場合
 - ・ 特定自動運行主任者の業務従事の状態については、従事した日時、

特定自動運行用自動車が複数ある場合は配置した特定自動運行用自動車の別について、簿冊等により記録し保存すること
との条件を付すとともに、特定自動運行計画に記録方法及び当該記録が保存される場所並びに保存期間を記載させること。

- (ウ) 法第75条の20第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行主任者の配置等

前記1(3)コにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該配置等が適切に行われることについて審査すること。

なお、特定自動運行主任者を特定自動運行を管理する場所に配置する場合には、併せて当該場所に遠隔監視装置を備え付けなければならないこととされている(法第75条の20第1項第1号)ところ、当該遠隔監視装置の要件(府令第9条の29)とその審査に当たっての留意事項は、次のとおりである。

- a 特定自動運行を行う場合(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。)において、特定自動運行用自動車に取り付けられた装置から送信された当該特定自動運行用自動車の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することができるものであること

当該鮮明な映像及び明瞭な音声については、特定自動運行主任者が当該映像及び音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要である。

なお、当該要件においては、鮮明な映像及び明瞭な音声を常時かつ即時に「受信」することが求められているのであって、当該映像及び音声を常時ディスプレイ等に表示し、スピーカー等から発生させる必要はないことに留意すること。

- b ディスプレイその他の特定自動運行主任者がaの映像及び位置情報を視覚により認識するための機器を有するものであること

当該機器については、ディスプレイのほか、例えばスクリーンにプロジェクターを通じて映像を映し出す方法も妨げられるものではない。

- c スピーカーその他の特定自動運行主任者がaの音声を聴覚により認識するための機器を有するものであること

当該機器については、スピーカーのほか、例えばイヤホンも妨げられるものではない。

- d 無線通話装置その他の特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車の車内にいる者及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること

当該機器については、無線通話装置のほか、例えば有線の通話装置も

妨げられるものではない。

- e a の映像若しくは音声若しくは位置情報の受信又は d の音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、特定自動運行主任者にその旨を通知するものであること

映像若しくは音声又は位置情報の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、映像の鮮明さ又は音声の明瞭さが低下した場合も含まれる。

なお、当該正常な送受信についても、特定自動運行主任者が当該送受信に係る映像若しくは音声又は位置情報に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示させた上で、当該設定が適当なものであるかを確認すること。

- f a の映像及び音声並びに位置情報、d の通話の内容並びに e の通知に係る情報を記録するものであること

当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、特定自動運行用自動車側に備えられたカメラ、マイク等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。

なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、特定自動運行主任者がこれらの映像や音声等を認知した上でその業務を行うことができていたか否かを事後的に確認する必要があることから、法第75条の15第1項の規定に基づき、当該遠隔監視装置の記録について、

- 遠隔監視装置が受信した映像及び音声並びに位置情報、通話装置の通話の内容並びに映像若しくは音声若しくは位置情報の受信又は通話装置による音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合の通知に係る情報を記録し保存すること

との条件を付すとともに、特定自動運行計画に当該記録が保存される場所及び保存期間を記載させること。

- g サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するために必要な措置が講じられているものであること

ウイルス対策ソフトをインストールしていること、使用するソフトウェアについて常に最新の状態に更新していること、外部からの不正なアクセスを遮断するためにファイアウォール等を導入していること、申請者が法人である場合には情報セキュリティポリシーを定めていること等を確認すること。

- (エ) 法第75条の20第2項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行中である旨の表示

前記1(3)サにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該表示が適切に行われることについて審査すること。

なお、当該表示については、「自動運行中」の文字を特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動して見やすく表示する装置を、当該特定自動運行用自動車の前方及び後方から見やすい位置に取り付け、当該装置を作動させる方法により行うこととされている（府令第9条の30）ところ、当該特定自動運行用自動車から法第26条の規定に基づき保持すべき車間距離を保った位置において、当該「自動運行中」の文字を容易に視認することができる程度のものであることが必要である。

また、当該表示は、特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動する必要があるため、常に一定の情報を表示するもの（例えば自動運行中である旨を示すステッカー等を特定自動運行用自動車に貼付するなど）は、当該表示に係る装置の要件を満たさないことに留意すること。

- (オ) 法第75条の21第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない遠隔監視装置の作動状態の監視及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合における当該特定自動運行を終了させる措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

審査においては、例えば特定自動運行を管理する場所の特定自動運行主任者が容易に操作し得る位置に特定自動運行を終了させるための装置が備えられていること等により、前記(ウ) e の通知を受けるなどして遠隔監視装置が正常に作動していないことを同者が認めた場合に、同者が直ちに特定自動運行を終了させることができるものであるかを確認すること。

- (カ) 法第75条の21第2項の規定により特定自動運行主任者が確認しなければならない、同者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該確認が適切に行われることについて審査すること。

審査においては、特定自動運行が終了した場合に特定自動運行主任者が、

- 特定自動運行用自動車又は特定自動運行主任者に対して、警察官の禁止、制限又は命令等が行われているか否か（法第75条の22第1項）
- 特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるか否か（法第75条の22第2項）
- 特定自動運行用自動車が違法駐車と認められるか否か（法第75条の22第3項）
- 特定自動運行用自動車に係る交通事故があるか否か（法第75条の23

第1項若しくは第3項)

- 特定自動運行用自動車踏切にあるか否か（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第33条第3項）
- 特定自動運行用自動車本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯にあるか否か（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11）

を確認することができるものであるかを確認すること。

- (キ) 法第75条の22第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車を警察官の禁止、制限又は命令等に従って通行させる措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

審査に当たっては、例えば、特定自動運行計画において、特定自動運行主任者又は同者の指示を受けた特定自動運行業務従事者が駆け付けて特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）を確認すること。

- (ク) 法第75条の22第2項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車が緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

審査に当たっては、例えば、特定自動運行計画において、特定自動運行主任者の指示を受けた特定自動運行業務従事者が待機拠点から駆け付けて特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該特定自動運行主任者と特定自動運行業務従事者との間において円滑に連絡がなされ、当該特定自動運行業務従事者の駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）を確認すること。

- (ケ) 法第75条の22第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない特定自動運行用自動車の駐車の方法の変更等

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

審査に当たっては、例えば、特定自動運行計画において、特定自動運行主任者が遠隔型自動運転システムを用いて当該特定自動運行用自動車を運転することで駐車位置を調整することにより当該措置を行うこととされている場合、特定自動運行を管理（遠隔監視）する場所に当該遠隔型自動運

転システムを用いて運転するために必要な装置が備えられており、当該運転が円滑かつ速やかに行われるかを確認すること。

なお、遠隔型自動運転システムを用いて運転する場合は、後記6(2)に記載の点に留意すること。

- (コ) 法第75条の23第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、交通事故があった場合の消防機関への通報、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該通報等が適切に行われることについて審査すること。

審査に当たっては、当該通報等を行うための電話機等が特定自動運行を管理する場所に備えられているかを確認するほか、現場措置業務実施者に連絡する方法や、同現場措置業務実施者が速やかに当該交通事故の現場に駆け付けることができるか(適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか)についても確認すること。

なお、当該駆け付けに要する時間については法令上定められていないものの、例えば交通の頻繁な道路において、現場措置業務実施者が交通事故の現場に到着し後記(サ)の措置を行うまでの間、長時間にわたって当該交通事故による積載物や損壊物等が放置され、周囲の交通に支障を及ぼすことがないように、駆け付けのために待機する拠点から特定自動運行の経路上の任意の地点までの移動に要する時間を調査するなどにより、駆け付けに要する時間が相当なものであるかを確認すること。

また、「交通事故発生日時等」とは、「交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置」をいうこととされている(法第72条第1項)ところ、これらの事項を適確に把握し報告することができるかについても確認すること。

- (ク) 法第75条の23第2項の規定により現場措置業務実施者が実施しなければならない、交通事故の現場において道路における危険を防止する措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

なお、「道路における危険を防止する措置」とは、例えば、交通事故に係る車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかにこれを安全な場所に移動させることをいう。

- (ク) 法第75条の23第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、交通事故があった場合の負傷者の救護、道路における危険を防

止する等の措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

なお、当該措置は、法第72条第1項において車両等の運転者その他の乗務員に課せられた義務と同様のものである。

- (ヌ) 法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第33条第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、踏切に停止している自動車があることを知らせるための措置及び当該自動車を踏切以外の場所に移動する措置

前記1(3)スにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

審査に当たっては、

- 前記1(3)コ(ア)の措置が講じられている場合においては、直ちに鉄道事業法(昭和61年法律第92号)の規定による鉄道事業者又は軌道法(大正10年法律第76号)の規定による軌道経営者への通報を行うための電話機等が特定自動運行を管理する場所に備えられているか
- 前記1(3)コ(イ)の措置が講じられている場合においては、非常信号を行うための発煙筒等の非常信号用具が特定自動運行用自動車に備えられているか
- 特定自動運行用自動車を踏切以外の場所に移動する措置(人力で踏切以外の場所に押し出す、レッカー車の手配を依頼するなどの措置)を講ずるための設備等が備えられているか

を確認すること。

なお、特定自動運行が終了した後、直ちに特定自動運行用自動車を運転し、又は運転させることができる場合(例えば、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなり、特定自動運行が終了したものの、当該特定自動運行用自動車に乗車し、適当な運転免許を有する特定自動運行主任者が直ちに運転することができる場合)には、踏切に停止している自動車があることを知らせるための措置を講ずる必要はないことに留意すること。

- (セ) 法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、本線車道等において自動車が停止しているものであることの表示及び当該自動車を本線車道等以外の場所に移動する措置

前記1(3)セ及びソにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該措置が適切に行われることについて審査すること。

審査に当たっては、

- 前記1(3)コ(ア)の措置が講じられている場合においては、府令第9

条の32に掲げる基準に適合する、特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置が特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられており、特定自動運行を管理する場所に当該装置を作動させるための装置が備えられているか

○ 前記1(3)コ(イ)の措置が講じられている場合においては、停止表示器材を、後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置く必要があるところ、特定自動運行用自動車に、府令第9条の17及び第9条の18に規定する停止表示器材が備えられているか

○ 特定自動運行用自動車を本線車道等以外の場所に移動させる措置（レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講ずるための設備等が備えられているか

また、前記(ス)と同様に、特定自動運行が終了した後、直ちに特定自動運行用自動車を運転し、又は運転させることができる場合には、本線車道等において自動車が停止しているものであることを表示する必要はないことに留意すること。

エ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること（法第75条の13第1項第4号）

特定自動運行中に、例えばリスク最小化制御が著しく頻繁に作動したり、長時間停止し続けたり、他の自動車と比して著しく低速度で運行が行われたりする場合には、他の交通に対して著しく支障を及ぼすおそれがあり得る。本基準は、道路における交通の円滑等を担保するため、このような他の交通に対して著しく支障を及ぼす態様で行われる特定自動運行を認めないこととするものである。

審査においては、前記1(3)カ等の記載事項により、特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認すること。

例えば、天候が悪化するなどの事由により特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行業務従事者が駆け付けて自動車を運転することとしているにもかかわらず、当該駆け付けが速やかに行われず特定自動運行用自動車が長時間放置されたり、交通の頻繁な道路において当該道路における制限速度と比して著しく低速で走行したりすることが見込まれる特定自動運行計画となっていないこと等を確認すること。

なお、例えば安全性を確保するために制限速度と比して相当程度低速で特定自動運行が行われる見込みであるものの、他の交通に及ぼす支障が社会通念上許容し得る程度のものにとどまると認められる場合については、当該基

準にいう「他の交通に著しく支障を及ぼす」ものには当たらないことに留意すること。

オ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること（法第75条の13第1項第5号）

同項第4号の基準により、特定自動運行により他の交通への著しい支障を及ぼすおそれがないことについては担保されているものの、前記エのとおり、他の交通に一定程度の支障を及ぼすおそれは依然として存在する。本基準は、当該支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便性の向上や、医療、介護の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上がもたらされることを担保するため、これら住民の利便性の向上や住民の福祉の向上が認められるかについて確認するものである。。

審査においては、前記1(3)エの記載事項や前記1(4)オの添付資料により、特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が、地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものであることについて確認すること。

また、審査に当たっては、無人自動運転移動サービスの需要の有無等について知悉していると考えられる者、すなわち、特定自動運行の経路をその区域に含む市町村の長に意見を聴かなければならないこととされていることから（法第75条の13第2項第2号）、特定自動運行計画の写し及び前記1(4)オの添付資料の写しを意見聴取書に添付するなどして、特定自動運行の経路をその区域に含む市区町村の長に確実に意見聴取を行うこと。

なお、当該意見聴取に対して、当該基準への適合性について異論が表明された場合にあっても、許可の可否を判断する公安委員会において、異論が表明されたことも考慮した上で、飽くまで総合的に判断すべきであることに留意すること。

(2) 国土交通大臣等及び市町村の長以外の者に対する意見聴取

公安委員会は、特定自動運行の許可をしようとするときは、以下の者の意見を聴くことができる（府令第9条の22）。

ア 特定自動運行の経路をその区域に含む都道府県の知事

特定自動運行の経路が複数の市区町村にわたる場合、それぞれの市区町村の長に対する意見聴取にとどまらず、より広域的に地域住民の利便性や福祉の向上を図る観点から、当該特定自動運行の経路をその区域に含む都道府県全体における特定自動運行の需要の有無等について知悉していると考えられる当該都道府県の知事に前記(1)オの許可基準の観点から意見を聴くことが必要であると認められる場合には、当該都道府県の知事に意見聴取を行うこと。

イ 特定自動運行の経路を構成する道路の管理者

特定自動運行用自動車の自動運行装置が、自動運行補助施設をはじめ、特

定の道路構造を前提とするものである場合には、当該特定自動運行の経路を構成する道路の構造を継続的に維持する必要があることから、例えば当該自動運行補助施設等の修繕等が行われる場合に特定自動運行実施者と道路管理者との間で緊密かつ適切に連絡が行われるか等について、前記(1)アの許可基準の観点から道路管理者に確認することが必要となることがある。

また、特定自動運行の経路における円滑な交通を確保するため、防護柵や路面標示等の整備等の措置が必要となる場合もあり、そのような場合にも、当該道路構造の維持、修繕又は管理に関して特定自動運行実施者と道路管理者との間で緊密かつ適切に連絡が行われるか等について、前記(1)エの許可基準の観点から道路管理者に確認することが必要となることがある。

したがって、特定自動運行用自動車の自動運行装置が自動運行補助施設等の特定の道路構造を前提とする場合や、特定自動運行計画に係る特定自動運行が当該特定自動運行の経路を構成する道路の管理に密接に関連する場合等、特定自動運行を行うに当たり、当該特定自動運行の経路を構成する道路の管理者との間で適切に連携する必要があると認められる場合には、当該道路管理者に意見聴取を行うこと。

ウ ア及びイに掲げる者のほか、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者

前記(1)エ及びオの観点から、特定自動運行が周囲の交通に与える影響や、特定自動運行が地域住民の利便性又は福祉の向上に資するか否かについて、個別具体的な特定自動運行の態様や、特定自動運行の経路付近の地域の地理的、文化的又は社会的な特性等に応じ、地域交通の分野の学識経験者、自治会及び商工会議所等の者に意見を聴くことが必要であると認められる場合には、これらの者に意見聴取を行うこと。

(3) 欠格事由

特定自動運行の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者のほか、法人が許可の取消しを受けた場合に当該取消しの原因となった事項が発生した当時に役員として在任した者で、当該取消しの日から5年を経過していない者は、特定自動運行の許可を受けることができない（法第75条の14第1号）。

また、特定自動運行の許可を受けようとする者が法人の場合には、役員にこれらの者がいる場合にも、特定自動運行の許可を受けることができない（法第75条の14第2号）。

特定自動運行実施者が一の公安委員会から特定自動運行の許可の取消しを受けた場合、当該取消しを受けた事実は当該公安委員会を含む全ての公安委員会の管轄する区域内で当該特定自動運行実施者が行おうとする特定自動運行に係る欠格事由となることから、特定自動運行の許可を取り消したときは、後記4(4)のとおり、その旨を確実に国家公安委員会に報告すること。

なお、ここにいう「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む」こととされている（法第51条の8第3項第2号）。

(4) 許可に付する条件について

公安委員会は、特定自動運行の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な条件を付することができる（法第75条の15第1項）。これは、前記(1)の許可基準に適合する特定自動運行が他の交通に著しい支障を及ぼすおそれはないとしても、道路における円滑な通行に一定程度影響を及ぼすおそれがあり得ることを踏まえ、より一層の道路交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときに、条件を付することができることとされているものである。

当該条件については、後記(6)アの許可証の所定の欄に記載し、所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

なお、公安委員会が付す条件としては、例えば次のものが想定される。

- 特定自動運行用自動車に乗車している者が安全を確認しないでドアを開き、又は当該自動車から降りることにより交通の危険を生じさせないように必要な措置を講ずること
- 特定自動運行用自動車に乗車している者に座席ベルトを着用させるため必要な措置を講ずること
- 特定自動運行用自動車に係る乗車人員の制限を超えて乗客を乗車させないように必要な措置を講ずること
- 特定自動運行用自動車に係る積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載させないように必要な措置を講ずること
- 特定自動運行用自動車の乗車のために設備された場所以外に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載させないように必要な措置を講ずること

また、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、当該条件を変更し、又は新たに条件を付することができる（法第75条の15第2項）。

この「特別の必要が生じたとき」とは、特定自動運行の許可を与えた後において、道路環境や交通環境の変化、特定自動運行計画の変更等その後の客観的事情の変更により、当該許可を行った時点において担保されていた交通の安全と円滑が担保されないこととなる場合のことをいう。

当該条件を変更し、又は新たに条件を付する場合については、法令上特段の様式が定められていないことから、別途書面を作成するなど、適宜の方法によ

りこれを行うこと。

なお、当該条件の変更及び新たな条件の付加については、「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する「不利益処分」に該当することとなるが、当該条件の変更及び新たな条件の付加は、許可を与えた後において、道路環境や交通環境の変化、特定自動運行計画の変更等の相手方の責に帰すべからざる客観的事情に基づいて行うものであり、相手方に弁明を行うべき内容がないことから、行政手続法第3章（第12条及び第14条の規定を除く。）の適用を除くこととされている（法第113条の2）ため、誤りのないようにすること。

(5) 許可に係る公示について

公安委員会は、特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない（法第75条の17）。

これは、前記(1)の許可基準に適合する特定自動運行により、著しく他に交通の支障を及ぼすおそれはないとしても、道路における円滑な通行に一定程度影響が及ぶおそれがあり得ることを踏まえ、交通の円滑を可能な限り確保するため、特定自動運行が行われることを住民等に広く周知し、例えば、特定自動運行の経路を普段利用している者が当該経路以外の道路を通行することが促されるなどの形で、他の交通に支障を及ぼすおそれの低減を図るためのものである。

また、当該公示については、インターネットの利用その他の方法により行うこととされ、次の事項を公示することとされている（府令第9条の26）ところ、必ずしもインターネットを利用する方法で行う必要はないものの、特定自動運行が行われる地域の住民に広く周知することができる方法により行うこと。

また、前記の当該公示の趣旨に鑑み、特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可を行った場合には、当該特定自動運行の許可が取り消され、又は後記(6)ウの許可証の返納があったことにより特定自動運行が行われないこととならない限り、公示し続けること。

下記のアからキの記載事項について確実に公示すること。また、アからキ以外に、特定自動運行による交通の支障の程度を低減させるために有用な事項があれば、当該事項を公示すること。

なお、イからカまでの公示事項は、どのような者が、どのような経路において、どのような態様で特定自動運行を行うかを周知するものであり、いずれも申請書及び特定自動運行計画の記載事項である（前記1(2)ア、(3)イ、ウ、オ及びカ）。

ア 許可をした旨

イ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

- ウ 特定自動運行の経路
- エ 特定自動運行を行う日及び時間帯
- オ 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況
- カ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

キ 許可の年月日

当該公示事項として、府令別記様式第5の7の許可証に記載する年月日を記載すること。

ク アからキに掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

「公安委員会が必要と認める事項」として、例えば、一の市区町村で複数の事業者が特定自動運行を行うなどの事由により、前記アからキまでの公示事項のみでは周辺住民が当該それぞれの特定自動運行を区別することが困難である場合に、特定自動運行用自動車の外観の写真等を公示すること。

また、意見聴取の結果については、意見聴取を行った個人が特定されるおそれがある場合、当該意見聴取結果に個人情報が含まれている場合等、公表すべきでない特別の事由がある場合を除き、当該公安委員会が必要と認める事項として公示により原則として公表すること。

(6) 許可証の交付等

ア 許可をしたとき

公安委員会は、特定自動運行の許可をしたときは、府令別記様式第5の7の許可証を交付しなければならない（府令第9条の19第1項）。

なお、府令における「許可証の番号」は、同別記様式第5の7の許可証の上部左端に記載する番号である。

イ 許可証を亡失等したとき

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた公安委員会に府令別記様式第5の8の再交付申請書及び当該許可証（当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、再交付申請書のみ）を提出して許可証の再交付を申請することができる（府令第9条の19第2項）。

当該再交付を行う場合、許可証の番号や許可の年月日を修正する必要はないが、当該許可証の見やすい位置に「再交付」と記載するなどの方法により、再交付を受けた許可証であることを明確にすること。

ウ 特定自動運行を行わないこととしたとき

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行わないこととしたとき、特定自動運行の許可が取り消されたとき、及び許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、当該許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない（府令第9条の38

第1項)。

なお、特定自動運行の許可には期限がないことから、当該許可が取り消された場合を除き、特定自動運行実施者が府令第9条の38第1項に規定する許可証の返納を行わない限り、当該許可の効力は失われないことに留意すること。

また、特定自動運行実施者が次のいずれかに該当することとなったとき、次に掲げる者は、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない(府令第9条の38第3項)。

- 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人
- 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

なお、公安委員会は、許可証の返納を受けたときにも、次の事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならないこととされている(府令第9条の38第4項)ことから、遺漏のないようにすること。

(ア) 許可が失効した旨

(イ) 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(ロ) 特定自動運行の経路

(ハ) 特定自動運行を行う日及び時間帯

(ニ) 許可が失効した年月日

(注) 許可が失効した年月日については、特定自動運行を行わないことにしたことにより許可証の返納を受けた場合にあつては当該返納を受けた日、特定自動運行の許可が取り消されたことにより許可証の返納を受けた場合にあつては当該取消しを行った日を記載すること。

(ホ) (ア)から(ニ)以外に、公安委員会が必要と認める事項

3 許可事項の変更

(1) 特定自動運行計画の変更許可

特定自動運行実施者は、特定自動運行計画を変更しようとするとき(後記(2)の軽微な変更を除く。)は、府令別記様式第5の10の変更許可申請書を提出し、公安委員会の許可を受けなければならない(法第75条の16第1項、府令第9条の23第1項)。

また、前記1(5)と同様に、申請者に対し、添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記を指示することができる(府令第9条の23第2項において準用する府令第9条の21第2項)。

さらに、特定自動運行計画の変更の許可を行うに当たっては、前記2(1)の許可基準に適合するか否かを審査し、当該許可基準に係る国土交通大臣等及び市区町村の長への意見聴取を行う必要があるほか、都道府県の知事、道路

管理者及び学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取を行うこと並びに許可に条件を付することができる（法第75条の16第2項において準用する法第75条の13及び第75条の15、府令第9条の23第2項において準用する府令第9条の22）。

例えば、同一公安委員会の管轄区域内において特定自動運行の経路を新たに追加する場合（従来A県A市で特定自動運行を行っていたものの、加えて同市から離れたA県C市でも特定自動運行を行うこととする場合）についても、特定自動運行計画の変更として申請することは可能であるので、事業者等に対する教示等に誤りのないようにすること。

また、当該申請に当たっては、変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これを当該変更許可申請書に添付する必要があることから、事業者等に対して適切に教示すること。

さらに、当該変更許可の申請を行う特定自動運行実施者が前記2(3)の欠格事由に該当しないことについては、当該特定自動運行実施者が以前に欠格事由への非該当性に係る審査を経て特定自動運行の許可を受けていることから、既に明らかであるため、欠格事由への非該当性に係る審査を行う必要はないことに留意すること。

加えて、当該変更許可を行った場合には、当該変更許可に係る特定自動運行実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、府令別記様式第5の7の許可証を再交付すること。

この場合、新たな許可証番号を付するとともに、許可証に記載する年月日は、当該変更許可を行った日とすること。

なお、前記2(5)のとおり、当該変更の許可を行った場合にも、その旨を公示する必要があることに留意すること。

(2) 軽微な変更等の届出

特定自動運行実施者は、

○ 前記1(3)アの特定自動運行用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であって、当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの

○ 前記1(3)キの特定自動運行を管理する場所の連絡先の変更

をしようとするときは、府令別記様式第5の11の変更届出書及び当該特定自動運行に係る許可証を提出して、その旨をあらかじめ公安委員会に届け出なければならない（法第75条の16第3項、府令第9条の24、府令第9条の25第1項）。

また、特定自動運行実施者は、特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所を変更したときは、府令別記様式第5の11の変更届出書及び当該特定自動運行に係る許可証を提出して、変更の日から30日以内に、公安委員会に届け出なければならない（法第75条の16第4項、府令第9条の25第1項）。

これらの届出があった場合において、提出を受けた許可証に記載の事項に変更が生じる場合には、許可証を書き換える必要があることに留意すること。

また、当該軽微な変更等により、前記2(5)の公示事項に変更が生じた場合には、当該公示の内容についても修正を行うこと。

4 行政処分

(1) 特定自動運行実施者に対する指示

公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し法若しくは法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。）を指示することができる（法第75条の26第1項）。

「他の法令の規定に違反した場合」とは、例えば

- 特定自動運行が旅客自動車運送事業として行われる場合には、当該旅客自動車運送事業を行うに当たり遵守しなければならない道路運送法（昭和26年法律第183号）等の規定に違反した場合
- 特定自動運行実施者が特定自動運行用自動車の保有者である場合に、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反した場合

等が想定される。

当該指示は、後記(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止の場合と同様、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当することとなるから、これをしようとする場合には、行政手続法第13条第1項の規定に従い、当該指示の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続を執るほか、各種法令の規定に従い適正な手続により行うこと。

また、当該指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならないこととされている（法第75条の26第2項）ことから、誤りのないようにすること。

(2) 許可の取消し及び許可の効力の停止

公安委員会は、次のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる（法第75条の27第1項）。

- 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行

に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反したとき

- 特定自動運行計画が前記 2 (1) の許可基準に適合しなくなったとき
- 特定自動運行実施者が前記 2 (3) の欠格事由のいずれかに該当することとなったとき

また、公安委員会は、当該許可の取消し又は効力の停止を行った場合には、府令別記様式第 5 の 12 の通知書により当該処分を受けた者に通知することとされている（府令第 9 条の 33）。

さらに、公安委員会は、特定自動運行の許可を取り消したときは、次の事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならない（法第 75 条の 27 第 3 項、府令第 9 条の 34）。

ア 許可を取り消した旨

イ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 特定自動運行の経路

エ 特定自動運行を行う日及び時間帯

オ 許可を取り消した年月日

カ アからオまでのほか、公安委員会が必要と認める事項

また、当該許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合にも、行政手続法第 13 条第 1 項の規定に従い、当該処分の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続を執るほか、各種法令の規定に従い適正な手続により行うこと。

さらに、当該許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合においても、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならないこととされている（法第 75 条の 27 第 2 項において準用する法第 75 条の 26 第 2 項）ことから、誤りのないようにすること。

(3) 許可の効力の仮停止

次のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があった場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があった日から起算して 30 日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下「仮停止」という。）をすることができる（法第 75 条の 28 第 1 項）。

- 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があったとき
- 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行

に関し法若しくは法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき

また、警察署長は、仮停止を行った場合には、府令別記様式第5の13の通知書により当該処分を受けた者に通知することとされている（府令第9条の35）。

さらに、仮停止をした警察署長は、速やかに、次の事項を公安委員会に報告しなければならない（法第75条の28第3項、府令第9条の36）。

- 仮停止をした旨
- 仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 仮停止を受けた許可に係る許可証の番号
- 仮停止の年月日
- 仮停止の理由

特定自動運行中に交通事故が発生した場合等には、前記(1)の特定自動運行実施者に対する指示や、前記(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止を行う蓋然性が高い一方で、これらの処分は行政手続法上の不利益処分に当たるため、その手続として意見陳述の機会の付与を行う必要があるなど、処分までの間に一定の期間を要することとなる。他方で、当該事情が発生した場合には、緊急に特定自動運行を行うことをやめさせなければ、その後の道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれが極めて高いことから、公安委員会によってこれらの行政処分を行うまでの間隙を補うものとして、当該事情が生じた場所を管轄する警察署長は、特定自動運行の許可の仮停止をすることができることとされているものである。

仮停止の期間は、当該仮停止を行うべき事由があつた日から起算して30日を経過する日を終期とすることから、仮に当該事由があつた後5日を経過した日に処分を行ったとすれば、仮停止の期間は25日間となることに留意すること。

なお、仮停止については、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるものであるため、行政手続法第13条第2項第1号の規定により、行政手続法第13条第1項に規定する意見陳述のための手続を執る必要はないが、警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならないこととされている（法第75条の28第2項）ことから、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）の規定に従い、適正な手続により行うこと。

また、仮停止は、公安委員会が当該仮停止を行うべき事由について特定自動運行実施者に対する指示又は許可の取消し若しくは許可の効力の停止を行った場合にはその効力を失うほか、仮停止を受けた者が許可の効力の停止を受けた場合には、仮停止をされていた期間は当該許可の効力の停止の期間に通算することとされている（法第75条の28第4項及び第5項）ため、対応に誤りのない

ようにすること。

(4) 国家公安委員会への報告

公安委員会は、前記(1)の特定自動運行実施者に対する指示若しくは前記(2)の許可の取消し若しくは許可の効力の停止をしたとき、又は前記(3)の警察署長からの報告を受けたときは、次の事項を国家公安委員会に報告しなければならない（法第75条の29、府令第9条の37）。

- 処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所
- 処分の別及び理由
- 特定自動運行実施者に対する指示にあってはその内容
- 処分の期日及び処分に係る期間

特定自動運行の経路が複数の公安委員会の管轄区域にわたる場合や、同一の特定自動運行実施者が複数の公安委員会の管轄区域内でそれぞれ別の特定自動運行を行う場合等も想定されることから、一の公安委員会による行政処分に係る情報については、他の公安委員会にも確実に共有される必要がある。

したがって、前記(1)から(3)までの行政処分があった場合には、国家公安委員会に確実に報告すること。

なお、当該報告は、警察庁交通局交通企画課において受理することとしているので、誤りのないようにすること。

5 立入検査

公安委員会は、特定自動運行に関する規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる（法第75条の25第1項）。

また、警察職員が前記の立入検査を行う際は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない（法第75条の25第2項）。この「身分を示す証票」については、警察官であれば警察手帳、その他の警察職員であれば職員証等で足りるが、別途各都道府県警察において当該証票とする様式等を定めることを妨げるものではない。

さらに、公安委員会は、特定自動運行に関する規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる（法第75条の25第4項）。当該照会の例及び協力を求める例としては、次のものが想定される。

- 行政処分の名宛人を特定するため、法人登記又は住民票を法務局又は市区町村に対して照会する
- 特定自動運行用自動車の性能に関する事項を確認するため、自動車メーカー等に対して照会する

- 特定自動運行用自動車の許可基準適合性を確認するため、立入検査に際し、走行環境条件を付与した地方運輸局の職員に技術的助言等を求める
なお、前記の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（法第75条の25第3項）ことに留意すること。

6 その他

(1) 法令違反や交通事故があった場合の対応

ア 法令違反について

保安基準に適合する自動運行装置を用いれば、法の規定に違反することなく特定自動運行を行うことができることが担保されており、特定自動運行用自動車が整備不良車両に該当することとなった場合にも、当該自動車は、自動的に安全な方法で停止することとなるものであるが、自動運行装置を含む特定自動運行用自動車について適切に整備をしていなかったこと等により、特定自動運行中に法の規定に違反した通行が行われることも想定する必要がある。

この点、法は、車両及び路面電車（以下「車両等」という。）の通行方法に関して、車両等を規範の対象として規定を設けている（例えば、法第22条第1項においては、「車両は、…最高速度をこえる速度で進行してはならない」とこととされている。）ところ、特定自動運行用自動車についても車両等に含まれることから、これらの規定が適用されることとなる。

したがって、特定自動運行用自動車が車両等を規範の対象とした規定に違反した通行を行った場合には、当該違反について、前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示、前記4(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止並びに前記4(3)の仮停止の対象、すなわち行政処分の対象となることに留意すること。

なお、車両等を規範の対象とした規定については、「規定の違反となるような行為をした者」に対して罰則が設けられている（例えば、法第118条第1項第1号においては、「第22条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者」に対する罰則が規定されている。）ところ、特定自動運行中の自動車の個別の挙動は、自動運行装置の作動によるものであり、特定自動運行実施者や特定自動運行主任者等の者の行為によるものではないことから、仮にプログラムの誤り等が違反の原因であれば、罰則の対象となる者は存在しないこととなる場合もあると考えられる。

しかしながら、例えば、

- ある規定に違反することの故意をもってプログラムに意図的に不適切な整備を行い、その結果として当該規定に違反した場合
- ある規定に違反する蓋然性が高いプログラムの不具合があることを知りながら、これを漫然と放置してその適切な整備を怠り、その結果として当該規定に違反した場合

等のように、その行為により当該車両等を規範の対象とした規定に違反することについて故意又は過失があり、かつ、その結果として違反が生じた場合には、当該行為を行った者が「規定の違反となるような行為をした者」に該当することはあり得る。

ところで、運転者を規範の対象とした規定（例えば、法第24条においては、「車両等の運転者は、…急ブレーキをかけてはならない」こととされている。）については、特定自動運行には運転者が存在しないことから、特定自動運行には適用されないこととなる。

しかしながら、これらの規定に違反する行為が行われた場合と同様の通行が行われた場合には、自動運行装置が保安基準に適合しない蓋然性が高いと考えられるところ、このような場合には、車両法第41条第1項の「自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上の基準又は公害防止その他の環境保全上の基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない」とする規定に違反するものである蓋然性が高く、当該違反が成立する場合には、前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示、前記4(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止並びに前記4(3)の仮停止の対象、すなわち行政処分の対象となり得ることに留意すること。

イ 交通事故について

(ア) 行政処分

特定自動運行において交通事故があったことそのものについては、前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示、前記4(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止を行うことができる要件とはされていない。

他方で、保安基準に適合する自動運行装置を用いる場合には、原則として自動運行装置の作動を原因とする交通事故を発生させることなく安全に特定自動運行が行われることが担保されていることから、特定自動運行用自動車の挙動が要因と見られる交通事故があった場合には、当該特定自動運行にその原因となる法令違反がある蓋然性が高い。

この点、当該法令違反について前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示等を行うまでの間、緊急に特定自動運行を行うことをやめさせなければ、その後も道路において同様の危険を生じさせるおそれが極めて高いと考えられることから、このような場合には確実に前記4(3)の仮停止を行うこと。

また、特定自動運行中に交通事故が発生したものの、特定自動運行用自動車の挙動が当該事故の要因であると必ずしもいえないこと等から、即時に仮停止を行う必要は認められない場合であっても、原則として、事故原因が明らかにされ、再発防止策が講じられるまでの間は特定自動運行を行わないことが望ましいと考えられることから、後記(3)のとおり、その旨を許可に係る指導事項として特定自動運行実施者に対して指導するなどに

より、交通事故の原因が適切に究明されるよう、適切に制度を運用すること。

なお、例えば信号停車中の特定自動運行用自動車がその後方から進行してきた自動車に追突された場合等、明らかに当該特定自動運行に係る法令違反やシステムの不具合等がないと認められる場合には、「道路における危険を防止するため緊急の必要がある」とはいえないことから、前記4(3)の仮停止を行うことはできないことに留意すること。

(イ) 交通事故により人が死傷した場合の刑事責任等

a 基本的な考え方

(a) 特定自動運行に該当する場合について

特定自動運行に係る交通事故により人が死傷した場合の刑事責任については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであるが、一般論として言えば、例えば特定自動運行実施者や特定自動運行主任者、自動運行装置の開発者等が業務上必要な注意を怠ったことにより、自動運行装置に不具合等を生じさせ、又は既にある不具合等を見過ごし、それが原因で特定自動運行に係る交通事故が発生し、よって人を死傷させたと認められる場合、すなわち、これらの者に過失（注意義務違反）が認められる場合には、刑法（明治40年法律第45号）第211条前段の業務上過失致死傷の罪が成立し得ると考えられる。

なお、同罪は過失犯であるところ、過失（注意義務違反）が認められるか否かの判断に当たっては、個別の事案ごとに、事故発生 of 具体的状況のほか、当該自動運行装置の性能、状態等の事情が考慮され得るものと考えられる。

(b) 特定自動運行に該当しないものについて

前記第1の1(2)のとおり、自動運行装置を用いて自動車を運行している場合であっても、例えば特定自動運行の許可を受ける前の試運転等を行う場合のように、「当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合」には、このような態様で行われる運行は、特定自動運行ではなく、法における「運転」に当たる。

このように、「運転」に当たる自動車の運行に係る交通事故により人が死傷した場合の刑事責任については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであるが、一般論として言えば、運転者については、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条の過失運転致死傷罪が成立し得、自動運行装置の開発者等については、刑法第211条前段の業務上過失致死傷の罪が成立し得ると考えられる。

なお、これらはいずれも過失犯であり、過失（注意義務違反）が成立する場合に成立し得るが、その判断に当たり、個別の事案ごとに事故発生 of 具体的状況のほか、様々な事情が考慮され得ることは前記(a)のとおりである。

b 高速自動車国道等における交通事故について

特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道等に係るものの捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第8号ツに基づき、国庫が支弁するものであるため、誤りのないようにすること。

(2) 道路使用許可との関係

特定自動運行が終了した後、当該特定自動運行用自動車の運転を行う場合において、当該運転が、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させ、又は、特別装置自動車を走行させる態様により行われるものであるなど、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為に該当するときは、特定自動運行の許可に加え、法第77条第1項の道路使用許可が必要となることに留意すること。

なお、当該道路使用許可の申請に対する取扱いについては、「「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について（通達）」（令和6年9月9日付け警察庁丙交企発第84号ほか）を参考とすること。

(3) 許可に係る指導事項

許可に係る指導事項としては、例えば次のものが想定される。

- 自動車損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること
- 特定自動運行の経路の道路及び交通の状況の変化や特定自動運行が行われる場所の天候等、当該経路に係る状況の把握に努め、特定自動運行中に当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなる事由が生じるおそれの低減を図ること
- 特定自動運行中に交通事故が発生した場合には、事故原因が明らかにされ、再発防止策が講じられるまでの間は特定自動運行を行わないこと
- 特定自動運行を開始する前にシステムが正常に作動することや、車両周囲に障害物がないことを確認すること

なお、これらの事項について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と判断される場合には、法第75条の15第1項の規定に基づき、許可の条件とすることを妨げるものではない。

(4) 許可に際しての一般的確認事項

許可に際しての一般的確認事項は、特定自動運行の許可によっても、関係法令の遵守義務に変更がないこと等について特定自動運行実施者に誤解が生じないように、確認的に明らかにするため、必要な確認事項を通知するものであり、

例えば次のものが想定される。

- 道路運送車両法により、自動車は、その構造、自動運行装置を含む装置等が道路運送車両の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、自動車の使用者は、自動車を点検し、及び必要に応じ維持をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならないこととされている（第40条、第41条、第42条及び第47条）。これらの規定に違反した場合は、道路交通法第75条の26等に基づき行政処分の対象となる可能性がある。